

投資信託 お申込代金の支払方法変更について

当金庫は、令和 8 年 5 月 18 日（月）から、お客さまによる投資信託ご購入時のお申込代金の支払い方法について、従来「普通預金払戻請求書」を記載のうえ「普通預金通帳」とお預かりしていたものを、**指定預金口座から口座引落する方法に変更**させていただきます。

これにより、投資信託のご購入をスムーズに行うことができるようになります。

○投信買付申込書イメージ

お申込日		年		月		日		ご指定日		年		月		日			
西中国信用金庫 御中														処理No.			
私は、下記投資信託の募集・買付を申し込みます。なお、申込みが自動引き落とし投資コースのファンドにかかる初めての申込みの場合には、貴金庫の自動引き落とし（累積）投資約款に基づき、自動引き落とし投資口座の設定を申し込みます。														営業店名		支店	
太枠内の該当項目に記入・押捺してください														現金でのお申込みはできません			
お申込日		年		月		日		ご指定日		年		月		日			
ご氏名		姓		名		様		口座区分※1		非課税		特定		一般			
ファンド名		優先順位※2		お届印													
お申込金額 または口数		お申込		口数		円		千		百		十		口			
お申込代わり金の 支払方法		<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落し		申込みをするファンドの購入代金として、上記申込日または指定日に投信取引約款に基づき指定した振込先預金口座からの引落しを請求します。その際、普通預金払戻請求書または小切手の提出はいたしません。													
		<input type="checkbox"/> 普通預金払戻請求書または小切手の提出		※どちらの支払方法においても、口数指定買付の購入代金が確定後、不足額が生じた場合には、投信取引約款に基づき指定した振込先預金口座から引き落としてください。													
収益分配金の 取扱い		<input type="checkbox"/> 再投資		収益分配金を再投資してください。													
		<input type="checkbox"/> 受取り		収益分配金の再投資を停止し、指定した振込先預金口座に振り込んでください。 (取扱可能なファンドが限られておりますので、ご注意ください。)													
※上記ファンドについて、従来から保有している分も含め、今回選択した取扱いとなりますので、ご注意ください。																	

こちらにチェックを入れてください

この変更により変更日以降、**ご購入の際、お客さまから「普通預金通帳」および「普通預金払戻請求書」をお預かりすることはありません。**また、申込書記載のとおり、「現金でのお申込みはできません」ので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

お客さまのから申込書をお預かりする場合は、「お客様控」と「受取書兼預り証」をお渡ししていますので、必ずお受け取りください。

（窓口の場合、「受取書兼預り証」を省略することがありますが、「お客様控」は必ずお受け取りください。）

なお、ご購入後は、「累積投資買付報告書」を郵送しますので、必ず内容をご確認ください。

西中国信用金庫アプリでは、「預金口座残高」、「投資信託残高」が確認できます。

是非、便利なアプリご利用ください。（個人のお客さまに限ります）



[iPhone]のお客さま



[Android]のお客さま

【お問い合わせ先】

西中国信用金庫 お客さま相談センター

フリーダイヤル 0120-26-3521

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日除く)

